

一般質問目次

山内 彬 議員

- 津別高校の地域キャンパス校化について
- 多目的活動センターについて

村田 政義 議員

- 簡易水道、上水道未実施地域の整備について
- 教育委員会を一つのフロアにできないか

茂呂竹 裕子 議員

- 医療費本人負担の減免制度は活用されているか

篠原 眞稚子 議員

- 災害時の対策等、万全か
- 高齢者仕様の住宅整備とはどのようなものか

谷川 忠雄 議員

- 役場機構の職務を分かりやすく

一般質問

6月定例会では、5議員から8項目の質問がありました。

山内議員 北海道教育委員会が、6月7日発表した公立高校配置計画案によると、平成24年度から津別高校が地域



Q 津別高校の地域キャンパス校化について

A 専門教員による授業ができるメリットがある

キャンパス校になるとされたが、キャンパス校化されることによるメリットや教職員定数など教育環境はどのようなものか。

また、課題に対しどのような対策を考えていかなければならないのか、かつ危機感を持つている存続問題について伺いたい。

教育長 教職員数は、平成22年度において6学級で17人であったが、23年度は5学級となり15人となった。すべて1学級となれば10人となります。

よる授業が図られ少人数指導ができることとなります。

キャンパス校としての条件である地元進学率が50%以上で生徒数が20人以上を続けていけるかどうか。20人を切った後の存続問題が重要であることから、今後、町として何ができるのか振興対策協議会と十分検討していきたい。



センター校である美幌高校から週8時間程度の教科専門教職員の活用ができ、大きなメリットとしては専門教員に

多目的活動センターについて

山内議員 建設中は建物全体が木のまちらしいカラマツの集成材を骨組みとした斬新な建物であった。当然これを生かし完成するものと多くの町民のみなさんが思っていたが、それが真つ黒な外壁となり愛称を「さんさん館」として4月にオープンさせた。多くの町民の声として葬祭場みたいであり、このまちづくりの舞台で主役である町民はどう

関わってあげればよいのか複雑であると考えられ、町の責任として何らかの対策を早急に講ずるべきでないか。

色は人により 好みがある

町長 一般的に、黒はおしゃれ感覚をかもし出すもので、滋賀県長浜市の黒壁のまちづくりは有名です。町外からさまざまな方が来庁されるたびにさんさん館へお連れしています。色合いについても高評価を得ています。

さんさん館はまちづくりの舞台そのものではなく、津別町という舞台の小道具の一つです。その小道具に本来の役目を果たさせるとともに、ステージ全体の情景の一部を演



出させるものであり、黒は主張できるなかなか良い色合いと考えています。
現在、外構工事を進めており緑の木立や歩行者用インタ

Q 簡易水道、上水道未実施地域の整備について

A 給水地域の拡張は難しいが

ーロッキングなどにより、より一層黒を基調とした木造の建物が映え、看板も立ててライトアップにより夜も見えるようにします。

また、十分な運営とはいえませんが、利用申し込みも増えており、行政としても応援をしていきたいと考えています。

①以前実施していた浄水器購入に対する補助。②ポータリングへの補助。



町長 上水道および簡易水道の計画区域内における未給水世帯は、平成23年3月末で、計画内区域戸数2千538戸中100戸で、区域外では69戸が井戸などの自家水により給水しています。このうち農業を

経営する世帯が25戸、残り44戸は非農家となっています。これまで、国の制度事業や道営畑総事業により整備を進めてきましたが、現在残っているところは、事業の採択要件に合致しないため、実施するとすれば、全額町の負担となります。

今後、石綿管である導水管の更新などの投資を控えており、生活用水や営農用として必要性は十分理解するところ

②ポータリングについては、初めてのことなので、補助できるかどうかを含め検討させていただきます。

教育委員会を 一つのフロア にできないか

村田議員 教育委員会は中央公民館と庁舎の二か所に分離されており、不便さが指摘されています。また、日常業

務の効率化や住民サービスの面から一つのフロアにすべきと思うが、考えを伺いたい。



町民の利便性や 事務の効率化など 総合的に検討

教育長 昭和57年度に社会教育施設として中央公民館を建設しました。当時、学校教育が社会教育施設である中央公民館に事務室を持つことは認められなく分離されています。

平成10年度に公立社会教育整備補助金制度が廃止され、学校教育の社会教育施設の利用が可能となりました。
町民の利便性や、事務の効率化などを総合的に判断し、町長部局と協議をしていきたい。

Q 医療費本人負担の減免制度は活用されているか

A 国の基準で行っているが、該当事例はない



茂呂竹議員 国民健康保険法第44条は、医療費本人負担の減額免除、支払い猶予について定めています。

無年金、低年金、低所得者の多いなか病院にかかることを控えたり、中断する人が増えつつあることが問題になっています。

この制度は活用されているのか。国は生活保護を所得基準としていますが、就学援助制度や福祉灯油制度並の1.3倍に拡大できないか。

また、管内3市は通院にも適用しています。この制度自体、町民の多くは知らないと思うので、周知をするよう検討していただきたい。

町長 津別町では、国が



定めている基準の範囲において、一部負担金の減免、徴収猶予をすることができません。最近該当事例はありません。国の減免基準は、昭和34年に示され、平成22年9月13日付で一部改正がありました。現在の基準の一つ目は、震災、風水害、火災、その他これに類する災害により死亡し、障がい者となり、または資産に重大な損害を受けたとき、二つ目には、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により収入が減少したとき、三つ目は、事業または業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき、四つ目には、前各号掲げる事由に類する事由があつたとき、となつています。

近隣町村の実施状況は、オホーツク総合振興局が把握し

Q 災害時の対策等、万全か

A 要援護者支援プランの策定を進める



況。②避難所運営のマニュアル等の作成。③今年度の住民参加による訓練の見直しについて伺います。

町長 ①要援護者支援プランの策定に向けては、自治会等が独自に作成した福祉マップと、町の担当部署や消防署などが保有する要援護者情

報をより精度の高い情報として共有することが、災害時の要援護者をはじめ、町民の安全、安心につながることから、本年4月から災害時要援護者リストの整備を図り、運用を開始しています。さらに調査分析を重ね、災害情報の伝達体制や円滑かつ迅速な避難支援体制など実態に合った要援護者支援プランの策定を進めていきます。

②公共施設を避難所に指定していますが、災害の際にすぐ避難所として機能することは難しく、避難所の構造や設備、居住性など特に要援護者と呼ばれる高齢者や障がい者等への対応が十分ではなく、さまざまな問題が想定されるところです。

篠原議員 「災害は忘れた頃にやってくる」の格言は説得力を持ち、今回の東日本大震災は、想定外の未曾有の出来事で、今なお多くの行方不明者がいます。

「備えあれば憂いなし」ともいわれ、災害が起こらないことを望んでいます。万 one のため、①災害時の要援護者に対する支援プランの進捗状



ている限りでは、各市町村とも国の基準の範囲で行っているとのこと。この制度があることを承知されているかどうかということはありません。この制度の周知は広報等を使って進めていきたいと思えます。

また、通院を含めてということについても調べてみて、できるものは対応していききたいと考えています。

円滑な避難所運営のための具体的な手順については、今後、訓練結果や先進事例等を参考としながら作成したいと考えています。



③「防災の日」前後を予定していますが、過去の訓練は平日の日中であつたことから、地域内の限られた人たちの参加にとどまつており、今年は開催日や時間帯についても検討したい。

訓練の実施にあつては、今年度作成した要援護者に関するリストを活用し、関係機関との伝達訓練等もあわせて実施できるように考えているところだ。

高齢者仕様の住宅整備とはどのようなものか

篠原議員 津別町公営住宅等長寿命化計画や、第5次総合計画に基づいて進められていく、高齢者仕様の住宅整備

とはどのようなものか。また、公営住宅入居時の約束事はどうなっているのか。町民から苦情のある特定公営賃貸住宅周辺の草刈りは、どのように行っているのか。

人に優しい住宅整備が目標

町長 北海道ユニバーサルデザイン整備指針は、これまで取り組んできたバリアフリーの考え方をさらに前進させ、年齢や性別、障がいの有無などさまざまな理由によって利用者を差別しない、すべての人のためのデザインと位置づけられています。

まちなか団地は、ユニバーサルデザイン（人に優しい）による整備目標として自活生活の向上、介護性能の向上、多様性の対応の三つを設けているところだ。具体的には室内のフラット化、浴室、トイレ、玄関、脱衣所への手すりの配置、車いすの使用に支障のない広さ、災害時に配慮した引き戸、介護ができる空間を確保しています。

次に、入居時の対応ですが、入居者に対しては、手続きの

中で入居後に関する通知やルールについて記載したしおりを配付して、公営住宅の使用

Q 役場機構の職務を分かりやすく

A 新年度から職務を分かりやすく知らせたい

について協力をお願いしています。次に、特定公共賃貸住宅に

については、周辺の土地が広いこともあり、年2回の草刈りを町が行っています。



の職務責任がいまになつていないか。最近の事務の遺漏やミスプリント等は、新職制による弊害でないのか。

町長 ①以前の係制は、縦割り型の体系で、職務の一貫性が保ちやすい反面、係間の連携に難点がありました。

一方、グループ制は、職員が相互に協力補完し合う横型体系です。職員削減の中、職員の総力化を図り、さらに効率的、機能的な組織とするた

め検討しているところです。②主幹はグループのリーダーで主査等に業務を分担し、自らも実務を担当するほか、課長を補佐する役も担っています。主査は割り当てられた業務を推進します。

毎年、広報や津別町のしごとには各課の所管業務名を記載していますが、ご指摘の内容を踏まえ、誰が何を担当しているか、主なものを分かりやすくお知らせできるように工夫していきたい。

③本来グループ制は、職員個々が責任を持って担当業務に取り組んでいく仕組みであることから、機会あるごとに意識改革を促していきたい。

平成21年度に作成した事務処理ミス防止対応方針に基づき、ミスの発生防止に努めています。また、ミスが発生していることから、緊張感を持って業務にあたるよう取り組んでいきたい。

